

## 医療的ケアとは？

～医療的ケアが必要な方に関する取り組み、ライフステージにおける課題～

### 1 頭部・頸部の解剖図（書いてみよう）

#### 2 息を吸うことと呼吸障害

##### （1）息をしてみよう

##### ①息の仕方

- ・鼻呼吸と口呼吸を行ってみましょう。
- ・鼻呼吸をしている時に口を開けるとどうなるか？

##### ②胸郭の動きを感じる

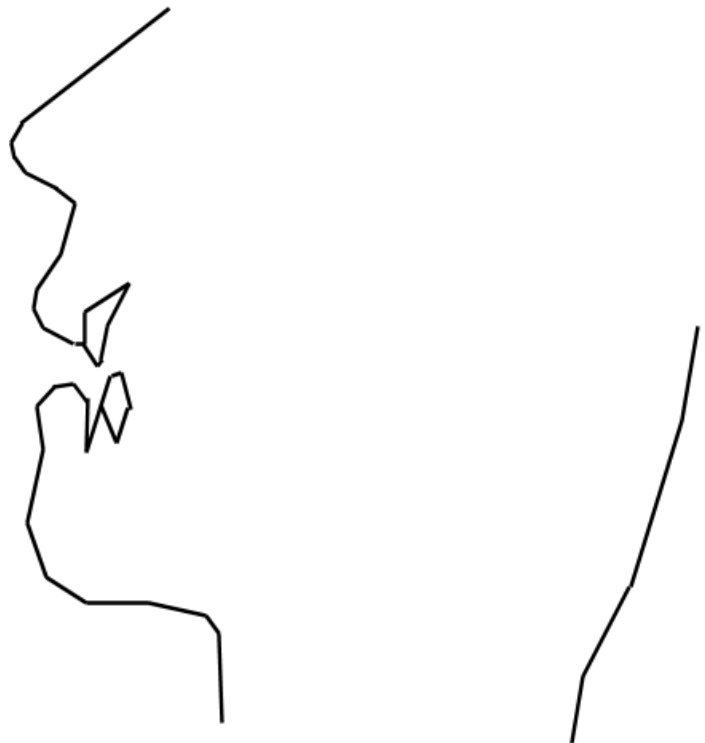
- ・胸の上がよく動く呼吸（ 式呼吸）
- ・お腹がよく動く呼吸（ 式呼吸）

##### ③イビキをかいてみよう

##### ④息を止めてみよう

##### （2）呼吸障害

- ①（ ）呼吸障害：上気道の通過障害
- ②（ ）呼吸障害：胸郭の硬さ
- ③（ ）呼吸障害：中枢神経系の問題



### 3 食べることと摂食嚥下機能障害

#### （1）質問

- ・摂食障害とは？
- ・摂食・嚥下機能障害とは？

#### （2）食べる過程

期→ 期→ 期→ 期→ 期

#### （3）摂食・嚥下障害

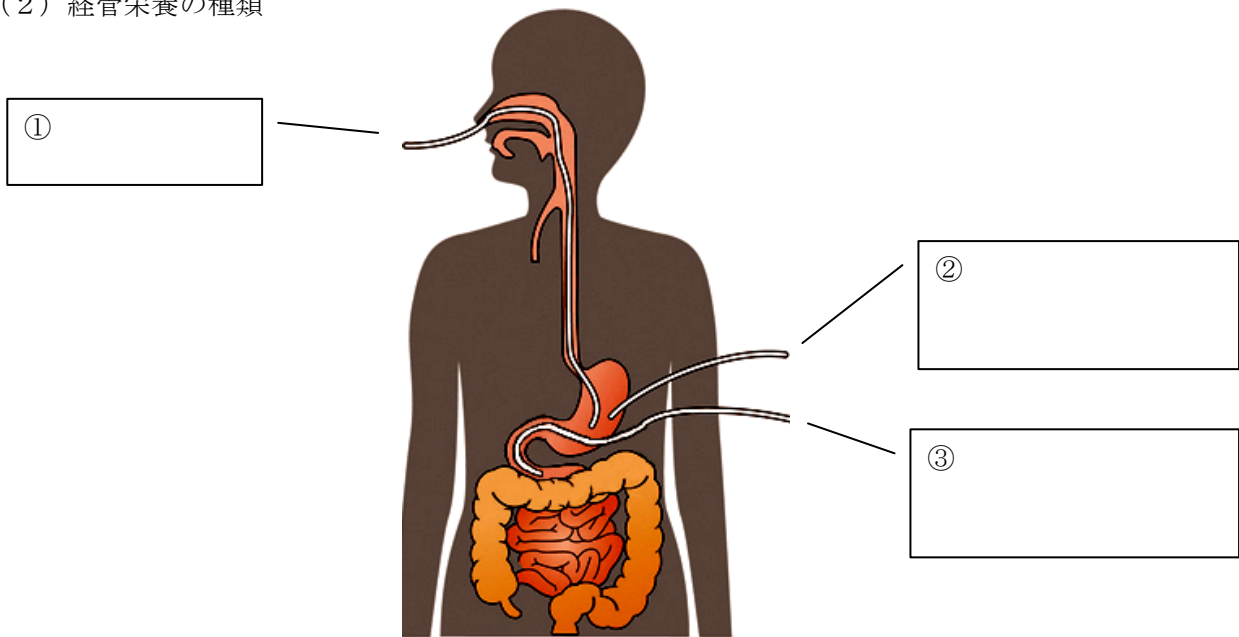
- ・（ ）：誤って気管の方へ入った時
- ・（ ）：食べ物ではないものを飲み込んだ時（＝異食）

※異物誤飲は、中毒やイレウスによる死亡事故の危険

#### 4 代表的な医療的ケア

##### (1) 呼吸障害

##### (2) 経管栄養の種類



##### (3) 排泄障害

#### 5 医療的ケアの法律論議

(1) 次のケアの内、2000年当時には医療行為（医行為：医師や看護師にしか許されていない行為）と考えられていたものに○、介護行為と考えられていたものに×をつけましょう？

- 爪切り       血圧測定       体温測定       浣腸       目薬  
 痰の吸引       経管栄養       食事介助       インシュリン自己注射  
 導尿       湿布貼り       ストーマの絞り出し       酸素吸入

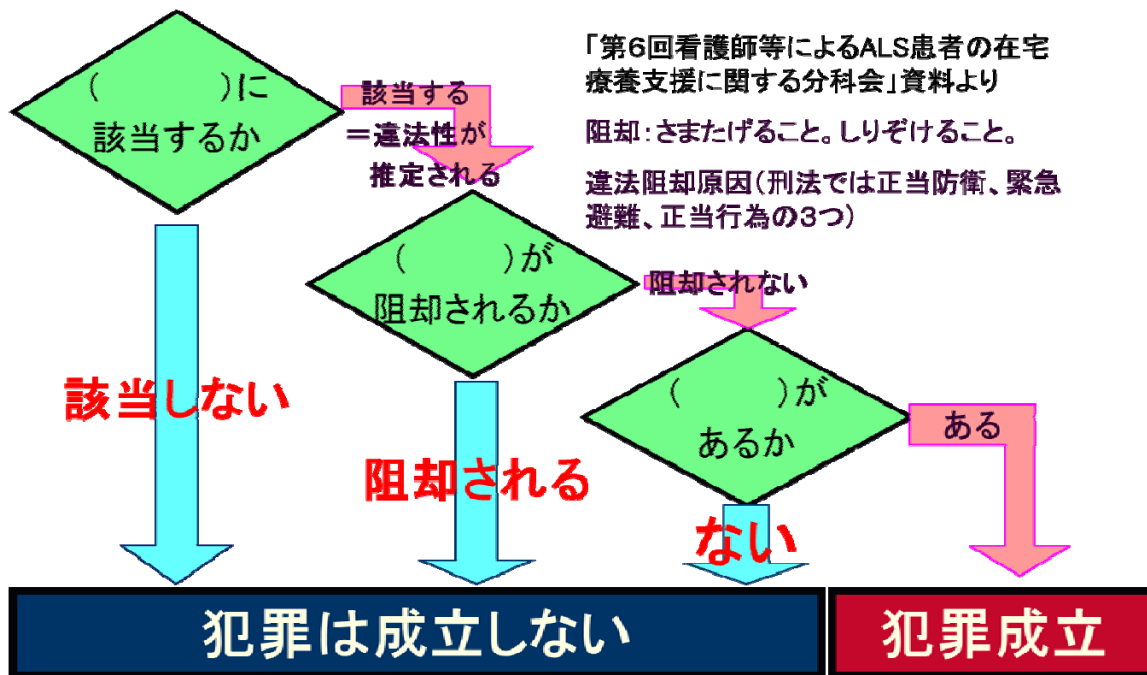
##### (2) 医療的ケアに関する法律

- ・医師法第17条…「( ) でなければ、( ) をなしてはならない」
- ・医師法第18条…「医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。」
- ・保健師助産師看護師法第31条…看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。  
    ※第5条：療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者
- ・( ) 独占…資格取得者以外のものにその資格の呼称およびそれに類似したり紛らわしい呼称の利用が禁止される資格。…医師の場合は、医師法第( ) 条
- ・( ) 独占…特定の業務に際して、特定の資格を取得しているもののみが従事可能で、資格がなければ、その業務を行うことが禁止されている 資格。…医師の場合は、医師法第( ) 条
- ・( ) の解除…理学療法士及び作業療法士法第15条：理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法 第31条第1項 及び第32条 の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法（平成24年改正）

第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる（附則第3条（認定特定行為業務従事者に係る特例）に同様の規定）

(3) 非医療職が行える医療的ケアとその法律的根拠

①なぜ本人や家族は医行為が行えるのか？ 実質的違法性阻却について



②非医療職が行える医療的ケアの拡大

●「違法性の阻却」にもとづく法律学的整理	2003年 6月9日	「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」報告●
	2004年 9月17日	「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律学的整理に関するとりまとめ」報告●
	2005年 3月10日	「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いに関する取りまとめ」報告●
	2005年 7月26日	「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」厚生労働省医政局長通知
	2008年 11月20日	「安心と希望の介護ビジョン」報告
	2010年 4月1日	「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」厚生労働省医政局長通知●
	2010年 7月5日	「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」設置

6 介護職の医療的ケア

①介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会の設置

- ・平成22年7月5日に第1回を開催。
- ・検討会の趣旨と検討課題

1. 趣旨  
 これまで、当面のやむを得ず必要な措置(実質的違法性阻却)として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引・経管栄養のうちの一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。しかしながら、こうした運用による対応については、そもそも法律におい

て位置づけるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないか、在宅でもホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか等の課題が指摘されている。こうしたことから、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方等について、検討を行う。

## 2. 検討課題

- ①介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方
- ②たんの吸引等の適切な実施のために必要な研修の在り方
- ③試行的に行う場合の事業の在り方

### ②喀痰吸引等の研修の類型

喀痰吸引等研修	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           講義 50H         </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">             基本研修 各行為の シミュレーター演習           </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">             実地研修           </div>
		②喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           講義 50H         </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">             基本研修 各行為の シミュレーター演習           </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">             実地研修 (気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く。)           </div>
	特定の者	③実地研修を重視した類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             基本研修 講義及び演習 9H <small>※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間</small> </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">             実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてののみ。           </div>
介護福祉士の養成課程		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           講義 50H         </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">             基本研修 各行為の シミュレーター演習           </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">             実地研修  (登録事業者) 実地研修           </div>	

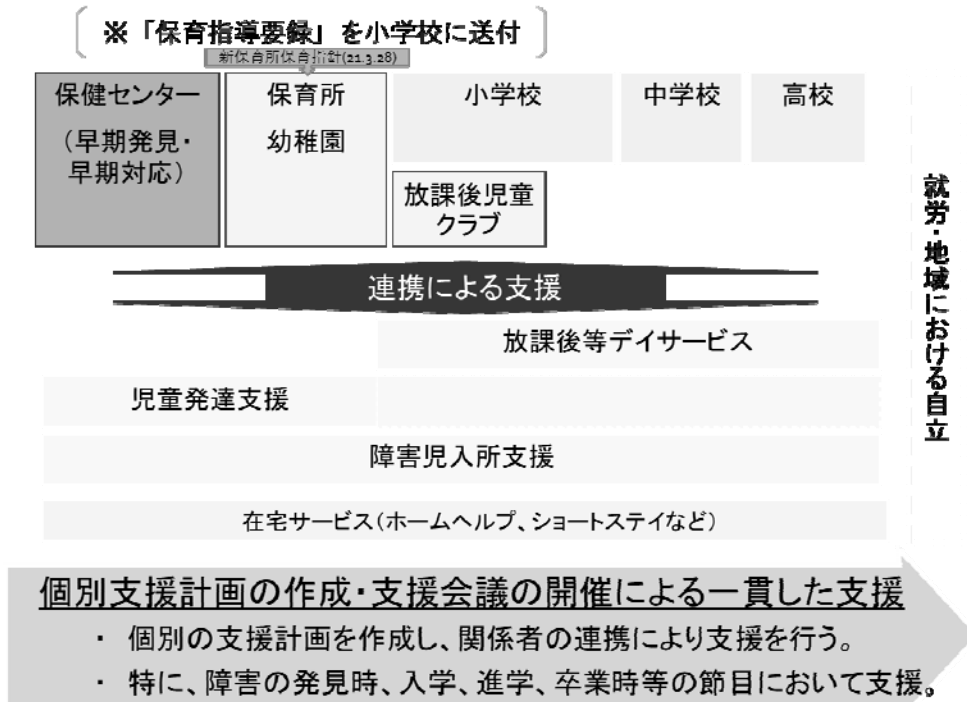
注:養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

## 7 課題

ビデオ(小林恵さん、照川貞喜さん)を視聴し、感想を書きましょう。

## 8 教育と福祉の連携

### (1) 障害児のライフステージに応じた支援



### (2) 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について (概要)

(平成24年4月18日付厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名通知)

#### ◆趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

#### ◆留意事項

##### 1 相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いする。

##### 2 障害児支援の強化

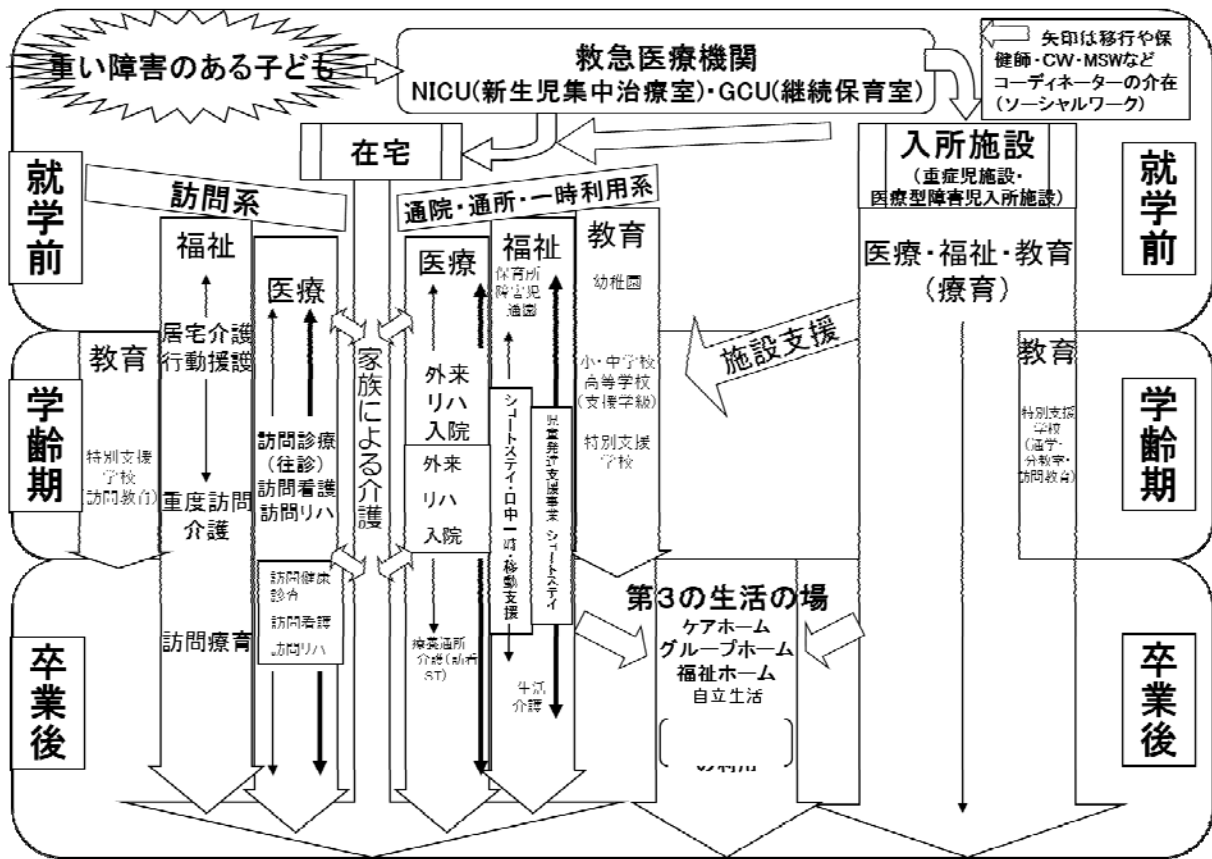
###### (1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いする。

###### (2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いする。

## 9 重症児者のライフステージと取り巻く社会資源



### 10 増える低出生体重児

子どもの出生数は減少、2500g未満の低出生体重児の割合は増加。

### 11 NPO法人地域ケアさぼーと研究所 訪問カレッジ@希林館

#### ◆訪問カレッジ@希林館

#### 1 「訪問カレッジ@希林館」とは？

特別支援学校などを卒業後、障がいや病気のために通所施設等の毎日の利用が難しい18歳以上の方のご自宅を学習支援員が訪問して、生涯学習を支援する訪問・福祉サービスです。

#### 2 このような方がご利用いただけます

東京都多摩地区に住み、障がいや病気のために通所施設等の毎日の利用が難しい18歳以上の方で、

#### 3 学習支援員の派遣を希望している方

学習支援員について 特別支援学校や福祉施設等での勤務経験があり、障がいや病気に関する知識と理解を深めている者を派遣いたします。

#### 4 訪問の回数・時間について

1箇月につき1～4回(週1回まで)、平日又は土曜日において実施します。1回の時間は午前9時30分から午後5時までの間の約2時間を基本とします。

#### ◆事例

K養護学校卒業後、K Y市立障害者センターを利用。ヘルパーを利用して親元を離れ自立生活。筋緊張が強くなり、平成23年に気管切開(喉頭気管分離術)を行い、声を失う。病院では失意のどん底で「死にたい」と話す。現在、自宅に戻り、重度訪問介護を12時～19時まで利用。週2回午後だけセンターに保護者付添で通所。「意思伝達装置の利用と音楽をしたい」が希望。

## 1.2 医療的ケアのある生活を支援するために

### (1) 地域における医療的ケアを進めていくために ～3つの特性についての理解～

#### 1. 個別性 ケアの内容

- ① 同じケアであっても人によって異なる：個別性が高い。
- ② 人工呼吸器は危険か？

#### 2. 適時性 ケアの時間

- ① 随時対応が必要なケア
- ② 定時対応なケア

#### 3. 関係性 ケアをする人・受ける人

- ① 全ての支援者が同じ内容と質の支援提供するのは困難。
- ② 主治医が支援者の力量を見極めることが安全性の担保になる。
- ③ 「関係性は専門性を越える場合がある」

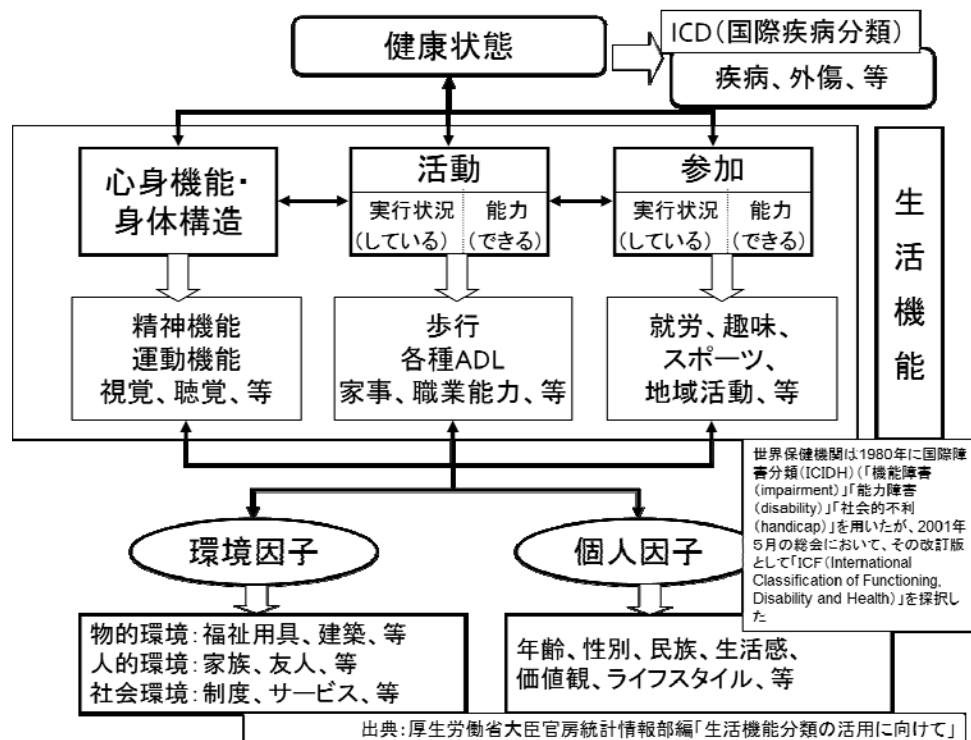
### (2) 安心感のある地域生活を求めて

#### ①重症心身障害児者（推定）

施設入所者 約 12800 人 在宅生活者 約 24700 人 重症心身障害児者総数 約 37500 人

#### ②2/3は在宅で過ごしていると考えられている←重症心身障害児施設の安心感（福祉+医療）

### (3) ICF（(International Classification of Functioning, Disability and Health) 国際生活機能分類）



### (4) 生きる希望を奪わない社会とサービスの提供を

### (5) 「医療的ケアに関する保護者アンケート調査」（1996年）より

医療技術の進歩で在宅も可能になったというが、家族の負担が重すぎると思うこともある。後々のケアが十分でないのなら救命などして欲しくない。生きて地獄を味わうような医療技術の進歩など少しも人間の幸福にはつながらないと思う。

### (6) おねがい

- ・医療関係者へ
- ・行政、福祉、教育関係者へ